

# 公益財団法人海の星学寮 定款

## 第1章 総則

### 第1条（名称）

当法人は、公益財団法人海の星学寮と称する。

### 第2条（事務所）

本法人は、主たる事務所を京都市左京区浄土寺馬場町34番地に置く。

## 第2章 目的及び事業

### 第3条（目的）

本法人は、学生に、隣人愛とヒューマニズムに根ざして普遍的な真理を追究し多元的な課題を解決することを学ばせるとともに、共同生活を通じた全人格的な触れあいを経験させることを通じて、わが国の文化の向上や社会発展に寄与する有為な人材の育成を図ることを目的とする。

### 第4条（事業）

本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ①学生寮の管理運営に関する事業
- ②入寮生の奨学に関する事業
- ③入寮生の社会教育や人格醸成に関する事業
- ④入寮生の研究・研修活動の助成に関する事業
- ⑤その他本法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 資産及び会計

### 第5条（基本財産）

1. 本法人の基本財産は、別紙目録記載の不動産及び金融資産をもって構成

する。

2. 基本財産は、本法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

#### 第6条（事業年度）

本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### 第7条（事業計画及び収支予算）

1. 本法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

#### 第8条（事業報告及び決算）

1. 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。
  - ①事業報告
  - ②事業報告の附属明細書
  - ③貸借対照表
  - ④正味財産増減計算書
  - ⑤貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
  - ⑥財産目録
2. 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に

供するものとする。

- ①監査報告
- ②理事及び監事並びに評議員の名簿
- ③理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- ④運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

#### 第9条（公益目的取得財産残額の算定）

理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

### 第4章 評議員及び評議員会

#### 第10条（評議員）

本法人に評議員7名以上11名以内を置く。

#### 第11条（評議員の選任と解任）

1. 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。
2. 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
  - (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
    - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
    - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
    - ハ 当該評議員の使用人
    - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
    - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益社団法人又は公益財団法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

①国の機関

②地方公共団体

③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

## 第12条（評議員の任期）

1. 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2. 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
3. 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

### 第13条（評議員に対する報酬等）

1. 評議員は無報酬とする。
2. 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

### 第14条（評議員会）

評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

### 第15条（評議員会の権限）

評議員会は次の事項について決議する。

- ① 理事及び監事の選任及び解任
- ② 理事及び監事の報酬等の額
- ③ 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの付属明細書の承認
- ④ 定款の変更
- ⑤ 残余財産の処分
- ⑥ 基本財産の処分又は除外の承認
- ⑦ その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### 第16条（開催）

評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

### 第17条（招集）

1. 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
2. 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
3. 評議員会を招集するには、評議員会の1週間前までに評議員に対し、書面でその通知を発しなければならない。
4. 前項に規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるとき

は、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

#### 第18条（議長）

評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の互選により定める。

#### 第19条（決議）

1. 評議員の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
  - ① 理事や監事、評議員の解任
  - ② 定款の変更
  - ③ 基本財産の処分又は除外の承認
  - ④ 公益認定の取消し等に伴う贈与
  - ⑤ その他法令で定められた事項
3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

#### 第20条（議事録）

1. 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2. 出席した評議員のうち3名は、前項の議事録に記名押印する。

### 第5章 役員等

#### 第21条（役員）

1. 本法人には、次の役員を置く。

- ① 理事 3名以上5名以内（このうち1名を理事長、1名を常務理事とする。）
  - ② 監事 2名以内
2. 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

#### 第22条（役員を選任）

1. 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
2. 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

#### 第23条（理事の職務及び権限）

1. 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
2. 理事長は法令及びこの定款で定めるところにより、本法人を代表しその業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、本法人の業務を分担執行する。
3. 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### 第24条（監事の職務及び権限）

1. 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### 第25条（役員任期）

1. 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4. 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### 第26条（役員解任）

理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- ① 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- ② 心身の故障のため職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

#### 第27条（報酬等）

1. 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
2. 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議により別に定める。

#### 第28条（理事会の構成）

理事会は、すべての理事をもって構成する。

#### 第29条（理事会の権限）

理事会は、次の職務を行う。

- ① 本法人の業務執行の決定
- ② 理事の職務の執行の監督
- ③ 理事長及び常務理事の選定及び解職

#### 第30条（種類及び開催）

1. 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種類とする。
2. 定時理事会は、毎事業年度2回以上開催する。
3. 臨時理事会は、次の各号いずれかに該当する場合に開催することができる。
  - ① 理事長が必要と認めたとき。
  - ② 理事長以外の理事から理事長に対し理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき。
  - ③ 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集するとき。
  - ④ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律101条第2項及び第3項に基づき、監事が招集の請求又は招集をしたとき。

### 第31条（招集）

1. 理事会は、理事長が招集する。
2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
3. 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
4. 前項の規定にかかわらず、理事会は理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

### 第32条（議長）

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

### 第33条（決議）

1. 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2. 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

### 第34条（議事録）

1. 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2. 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 情報公開及び個人情報の保護

### 第35条（情報公開）

本法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運用内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

### 第36条（個人情報保護）

本法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

## 第7章 定款の変更及び解散

### 第37条（定款の変更）

1. この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
2. 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条、第12条についても適用する。
3. 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。
4. 前項以外の変更を行った場合は、遅延なく、その旨を行政庁に届けなければならない。

### 第38条（解散）

本法人は、基本財産の滅失による本法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

### 第39条（公益法人の取消し等に伴う贈与）

本法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### 第40条（残余財産の帰属）

本法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第8章 公告の方法

### 第41条（公告の方法）

1. 本法人の公告は、電子公告により行う。
2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第9章 補 則

### 第42条（委任）

この定款に定めるもののほか、本法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の月の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本法人の最初の理事長は次に掲げる者とする。  
濱中一徳

別表(第5条関係)

財産種別            場所・物量等

土地                京都市左京区浄土寺馬場町34 768・69㎡

建物                京都市左京区浄土寺馬場町34  
鉄筋コンクリート造3階建      788・88㎡

京都市左京区浄土寺馬場町34  
木造2階建    177・12㎡

以 上